

【 支給申請 】
高年齢労働者処遇改善促進助成金
提出書類のご案内

◎ 支給申請期間

各支給対象期末月分に係る管轄安定所が指定した高年齢雇用継続基本給付金の支給申請月の翌月の初日から起算して2か月以内

(例)第1期(4月～9月)分の申請を行う場合、9月分(支給対象期末月)の高年齢雇用継続基本給付金の申請月が8月、9月分の申請10月(偶数)の場合、翌月11月1日から2か月以内、9月、10月分の申請11月(奇数)の場合、翌月12月1日から2か月以内

◎ 提出先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
TEL 043-441-5678

◎ 提出書類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

事業所名	受理日	受理者	HW 局
-------------	------------	------------	-------------

＜必須提出書類＞		チェック欄	枚数記入欄		
		<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	所	局
1	高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書(様式第3号)	<input type="checkbox"/>			
2	高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書(別紙)支給対象労働者一覧(様式第3-1号)	<input type="checkbox"/>			
3	「支払方法・受取人住所届」(共通要領 帳票種別32850)	<input type="checkbox"/>			
4	「支給要件確認申立書」(共通要領 様式第1号) ※P3、4「記載にあたっての留意点」も確認後、添付	<input type="checkbox"/>			
5	管轄労働局長の認定を受けた計画書(写し)	<input type="checkbox"/>			
6	支給対象労働者に通知される高年齢雇用継続給付受給資格確認／否認通知書及び高年齢雇用継続給付支給／不支給決定通知書(写し)	<input type="checkbox"/>			
7	就業規則又は労働協約(写し) 「増額 改定前 」及び「増額 改定後 」の 賃金規定等が規定されている就業規則等 (写し)(新たに賃金規定等を整備する場合は、増額改定前の賃金規定等は除く)	<input type="checkbox"/>			
8	雇用契約書又は労働条件通知書(写し)	<input type="checkbox"/>			
9	支給対象労働者の賃金台帳又は給与明細書(写し)	<input type="checkbox"/>			
10	支給対象労働者の出勤簿(写し)	<input type="checkbox"/>			

＜※必要に応じて提出する書類＞

12	《中小企業事業主である場合》 中小企業事業主であることを確認できる書類 ※資本金等又は労働者の数により確認しますので、資本金等で確認できる場合は①を、人数で確認できる場合で複数の事業所がある場合は②をご提出願います。	①企業の資本金の額又は出資の総額により中小企業事業主に該当する場合 ・資本金の額又は出資の総額及び事業内容が確認できる書類(登記事項証明書、定款、決算書(直近のもの)、会社概要パンフレット等(原本又は写し))を提出	<input type="checkbox"/>			
		②企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する事が確認できる場合 ・事業所確認票(様式第4号)(原本)を提出	<input type="checkbox"/>			